

平成20年 1月 8日付け公告第15号
『福島県道路管理台帳システム機器賃貸借』に係る
一般競争入札

入札説明書

福島県土木部
平成20年1月

目 次

番号	内 容	ページ
1	入札説明書（本文）	1 ~ 8
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）	9 ~ 10
3	様式 様式 1 福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一般競争入札参加資格確認申請書 様式 2 福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一般競争入札参加資格確認通知書 様式3-1 入札書 様式3-2 見積書 様式 4 委任状 様式 5 福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一般競争入札出席届 様式 6 入札保証金納付免除申請書 様式 7 納入実績証明書 様式 8 納入実績証明願 様式 9 機器保守実績証明書 様式10 機器保守実績証明願 様式11 福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一般競争入札仕様書等に関する質問書 様式12 福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一般競争入札仕様書等に関する回答書 様式13 技術責任者通知書 様式14 技術責任者経歴書 様式15 技術者通知書 様式16 技術者経歴書	11 ~ 24
4	福島県道路管理台帳システム機器賃貸借に関する契約書(案)	29 ~ 34
5	福島県道路管理台帳システム機器設置仕様書 福島県道路管理台帳システム機器設置仕様書 福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書 道路管理台帳システム機器仕様書	35 ~ 67
6	契約締結時の提出書類 別表 1（月額料金内訳） セキュリティ同意書、下請関係	68 ~ 70

入札説明書

この入札説明書は、「福島県道路管理台帳システム機器賃貸借」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 佐藤 雄平

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

福島県道路管理台帳システム機器 一式
（据付け、調整、機器保守等一式）

(2) 借入物品の仕様等 別紙入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年3月1日から平成24年11月30日まで

(4) 借入物品の納入場所

福島県庁西庁舎11階 第2電子計算機室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4に該当しない者であること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の物品（当該物品と同程度の機能及び規模を有するもの）を国又は地方公共団体に貸与した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条第1項、第3条第1項から第3項まで及び第6条に規定する参加資格制限を受けていないものであること

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の物品（当該物品と同程度の機能及び規模を有するもの）に係る保守、修理、及び部品供給等の実績を有し、かつこれら物品の保守、修理及び部品供給等を、借入期間中円滑に行いうる者であること。

(6) 当該物品の導入及び保守に係る業務を行う際に、技術者を管理する技術責任者（入札者本人又は入札者の正規職員（臨時職員、派遣職員、契約職員等の職

員を除く)であること。) 1名を置き、その指示の元に作業を行える技術者(オペレーティングシステムの設定を行ったことがある者及びLAN又はWANの構築を行ったことがある者それぞれ1名以上)を配置できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、福島県道路管理台帳システム機器賃貸借一般競争入札参加資格確認申請書(様式1、以下「確認申請書」という。)に次のアからカに定める書類等を添付し、平成20年1月7日(月)から同年1月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月14日(月)を除く)の午前9時から午後5時までに、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をする。

入札参加資格の有無は、福島県道路管理台帳システム機器賃貸借一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により平成20年1月25日(金)までに通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合がある。

ア 納入仕様書(様式任意)

本説明書に示す仕様書に基づき、当該調達物品の仕様及び設置方法を明らかにした、納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

なお、納入物品の仕様が確認できるカタログ又は写真等を添付すること。

イ 公告に示した納入期限内に、当該物品を確実に貸与できることを明らかにした証明書(様式任意)

製造業者の本社、支店又は営業所が直接入札に参加する場合にあっては納品確約書を、それ以外の業者にあっては製造業者又は供給元発行の証明書を添付すること。

ウ 納入実績書

納入物品又はこれと同等以上の物品について、過去2年間に貸与した実績について、納入実績証明書(様式7)及び発注機関が証明を行った納入実績証明願(様式8)、納入の事実を証明する書類を添付して提出すること。

ただし、証明対象の契約が、福島県との契約の場合は、その契約書の写しをもって納入実績証明書に変えることができる。

エ 機器保守実績書

納入物品又はこれと同等以上の物品について、過去2年間に貸与し、保守を行った実績について、機器保守実績証明書(様式9)及び発注機関が証明を行った機器保守実績証明願(様式10)、納入の事実を証明する書類を添付して提出すること。

ただし、証明対象の契約が、福島県との契約の場合は、その契約書の写しをもって納入実績証明書に変えることができる。

オ 保守、修理及び部品供給体制を示す書面

借入期間中における納入物品の保守、修理及び部品の供給体制等について、別途「借入機器保守仕様書」に示す要求保守仕様を満たすことを明らかにした書面(様式は任意とし、保守を行う支店、営業所、サービスセンター等の所在地・担当者名、障害発生時の復旧に要する想定時間、部品の供給体制等を要求仕様に基づき明示すること。)を添付すること。

カ 機器納入に係る技術責任者調書及び技術者調書（様式 13～16）
納入機器の設置・調整及び障害時の対応等、技術的な分野にかかる社内責任者の経歴等を記載したもの。

以上の各調書は、申請者の実印により証明を行うこと。

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ

電 話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 4 5 5

F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 7 9 5 4

(2) 入札及び開札の日時

平成 2 0 年 1 月 3 0 日（水）午後 1 時 3 0 分

(3) 入札及び開札の場所

福島県土木部入札室（福島県庁本庁舎 1 階）

(4) その他

郵送による入札は、不可とする。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、上記 2 の(1)の入札を希望する件名について、指定の入札書（様式 3-1）に上記 2 の(1)の件名を記載し、上記 5 に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [月 日開札 「件名（記載例：福島県道路管理台帳システム機器賃貸借）」の入札書在中]

(3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式 4）

イ 一般競争入札出席届（様式 5） 全員：開札日の出席者

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）又はその写し

エ 入札保証金納付免除関係書類

財務規則第 2 4 9 条第 1 項第 1 号の入札保証保険契約により、入札保証金の免除を希望する者は、平成 2 0 年 1 月 2 3 日（水）までに土木部総務予算グループ担当者に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（様式 6）のみを提出すること。また、開札日に入札保証保険証券原本を提示すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料等、納入に要する一切の諸経費に、借入期間内における賃貸借料及び保守料を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項第1号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（免除を受けようとする者は上記6の(3)の工で指定する申請書等を提出する。）

(4) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を平成20年1月23日（水）午後5時00分までに下記5の(1)に示す場所に提出すること。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

入札保証金納付免除関係書類（各様式の（注）に沿って準備すること。）

ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）

イ 納入実績証明書（様式7）

ウ 納入実績証明願（様式8）

(5) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(2)及び(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参する。）

イ 一般競争入札出席届

ウ 委任状

(3) 入札者で入札保証金を納付する者は、担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

(4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

る。

- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札参加希望者が提出した確認申請書に添付する納入仕様書は、土木部担当者において入札説明書に示す仕様書に照らして技術審査するものとし、性能を満たしている納入仕様書を添付した者のみに入札参加資格があると認めるものとする。

なお、入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、土木部担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、また、納入仕様書が入札説明書に示す仕様書の性能を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容を変更することに応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

- (2) 前項により入札参加資格があると認められた入札参加希望者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送による入札は、認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式3-3）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 郵送による入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

15 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

16 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項の各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

18 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取消すことがある。

19 賃貸借料の支払い条件

(1) 賃貸借料月額の計算

賃貸借契約は機器等の賃借料の総額で契約するが、賃貸借料は、機器等の設置を完了した場合でも、上記2の(3)の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

(2) 賃貸借料月額の計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の賃貸借料は、賃貸借料の総額を賃貸借期間中の月数（以下「賃借月数」という。）で除した額を賃貸借料の月額（以下「平均賃貸借料月額」という。）とし、平均賃貸借料月額又は平均賃貸借料月額により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃貸借料を賃借月数で除して算出した額と当該平均賃貸借料月額から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料月額以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の賃貸借料とし、賃借料総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じた額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月10日までに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払う。

20 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

21 契約条項 契約書(案)及び財務規則による。

22 調達物品の仕様等に関する質問及び回答

調達物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 福島県道路管理システム機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式11。以下「質問書」という。)により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、福島県道路管理システム機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式12)により質問者に回答するとともに、上記5の(1)の場所で閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から平成20年1月15日(火)午後5時までとする。

23 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、配布日の属する年度から5年間、本件にかかる納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

24 当該調達契約に関する事務を担当する部署 上記5の(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等も含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (3) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。）。

2

（略）

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準じるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委任を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等も含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (6) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。）。
- (7) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共団体で知事が指定するものであるとき。
- (8) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (9) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (10) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (12) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (13) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

様式 1

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借
一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

(〒 -)
住 所
(ふりがな)
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)
(作成担当者職・氏名)

平成20年 月 日付け第 号で公告がありました福島県道路管理台帳システム
賃貸借一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足
することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自
治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

注) 申請書には下記の書類を添付すること。

- 1 納入しようとする機器等の仕様 : 納入仕様書
- 2 物品調達の確実性 : 納品確約書(製造業者の場合)
製造業者又は供給元が発行する製品納入証明書
(製造業者以外の場合)
- 3 国又は地方公共団体へ貸与した実績 : 納入実績書
- 4 過去2年間に貸与し、保守を行った実績 : 保守機器実績証明書、機器保守実績証明書
- 5 保守、修理及び部品供給体制 : 保守体制及び計画書
- 6 機器納入に係る技術責任者 : 技術責任者調書

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及
び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出
してください。

様式 2 提出不要です。

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借
一般競争入札参加資格確認通知書

平成 土 第 号
年 月 日

様

福島県知事 佐藤 雄平 印

先に申請のありました標記の特定調達契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日及び番号	平成 2 0 年 月 日 公告 第 号
借入物件名 及び数量	福島県道路管理台帳システム機器 一式
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有り ・ 無し
入札参加資格 がないと認め た理由	

2 入札参加資格有りとされた方に対する条件

- (1) 納入物件は、入札説明書及び貴社が作成した納入仕様書に示した仕様に基づき入札してください。
- (2) この確認通知以降、納入仕様の変更は認められません。
- (3) この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

借入物品及び数量 福島県道路管理台帳システム機器 一式

借入物品の納入場所 福島県庁西庁舎 1 1 階 第二電子計算機室

借 入 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が再入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

福島県知事 佐藤 雄平 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式 3 - 2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

借入物品及び数量 福島県道路管理台帳システム機器 一式

借入物品の納入場所 福島県庁西庁舎 1 1 階 第二電子計算機室他

借 入 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記のとおり見積いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名及び印)

印

福島県知事 佐 藤 雄平 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。

入 札 辞 退 届

借 入 物 品 福 島 県 道 路 管 理 台 帳 シ ス テ ム 機 器

上記について入札参加資格確認通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

印

様

委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

平成 1 9 年 月 日に執行される「福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一式」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県知事 佐 藤 雄平 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

(本件一般競争入札について、代理人が出席する入札、再度入札、見積、再見積に必要)

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借一般競争入札出席届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

1 公 告 日 平成 年 月 日

2 公 告 第 号

3 出 席 者

(1) 代表者（個人の場合は本人）又は代理人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

入 札 保 証 金 納 付 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「福島県道路管理台帳システム機器賃貸借 一式」の調達契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

納 入 実 績 証 明 願

平成 年 月 日

様

納入者 住 所
 商号又は名称
 代表者職・氏名 印

一般競争入札の入札（契約）参加資格確認申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記物品の納入実績を証明願います。

記

納入物品名	
納入場所	
契約年月日	
納入の形態	物品の納入 賃貸借 その他（ ）
納入日	
納入物品の仕様・数量	
契約金額	

上記のとおり納入したことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

（注） 契約金額は契約単価でもよい。（消費税を含む。）

機 器 保 守 実 績 証 明 書

機器保守等に 係る契約名	
保 守 等 実 施 場 所	
契約年月日	
契約期間	
契約金額	

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者職・氏名

印

- (注1) 機器保守実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
- 1 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
 - 2 福島県以外が発注した契約の場合
 - (1) 発注機関が証明を行った機器保守実績証明願（様式10）
 - (2) 機器保守実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
 - 3 契約金額は契約単価でも可（消費税を含む金額）
 - 4 実績は、本店・支店を問わない。
- (注2) 納入の形態については、該当するものに をつけること。
なお、その他の場合は、その内容を記載すること。

機 器 保 守 実 績 証 明 願

平成 年 月 日

様

納入者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

一般競争入札の入札（契約）参加資格確認申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記契約の実績を証明願います。

記

機器保守等に 係る契約名	
保 守 等 実 施 場 所	
契約年月日	
契約期間	
契約金額	

上記のとおり契約したことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

（注） 契約金額は契約単価でもよい。（消費税を含む。）

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借
一般競争入札仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ参事 様

質問者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- -)
F A X (- -)

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- (注)
- 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
 - 2 郵送による場合は、速達郵便によること。
 - 3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
 - 4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「機器仕様書」、「設置仕様書」及び「保守仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
 - 5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県土木部土木総務予算グループで閲覧に供する。

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借
一般競争入札仕様書等に関する回答書

平成 年 月 日

様

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ参事
(公 印 省 略)

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

(注) 質問に対する回答は、別途、福島県土木部総務予算グループで閲覧に供する。

福島県知事 佐藤 雄平 様

受注者 住 所
氏 名

技術責任者通知書

標記について、下記のとおり定めたので、経歴書を添え届けます。

記

- 1 契約の名称
- 2 技術責任者

様式 1 4

技術責任者経歴書

1 氏 名

2 生年月日

3 最終学歴

4 社内での職名・業務内容

5 取得資格等

6 業務経歴

福島県知事 佐藤 雄平 様

受注者 住 所
氏 名

技術者通知書

標記について、下記のとおり定めたので、経歴書を添え届けます。

記

- 1 契約の名称

- 2 技術責任者
 - (1) システムエンジニア（OS、DBMS等の設定担当）

 - (2) カスタマエンジニア（機器設置、LAN等の配線担当）

技術責任者経歴書

1 氏 名

2 生年月日

3 最終学歴

4 社内での職名・業務内容

5 取得資格等

6 業務経歴

福島県道路管理台帳システム機器の賃貸借に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
は、乙所有の電子計算機器の賃貸借、保守及びプログラムプロダクトの使用権許諾に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲に対する装置の賃貸借及び保守並びにプログラムプロダクトの使用に関する契約の内容については、この契約書に定めるもののほか、別紙の「福島県道路管理台帳システム機器賃貸借仕様書」、「福島県道路管理台帳システム機器設置仕様書」、「福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書」及び「福島県道路管理台帳システム機器仕様書」によるものとする。

2 この契約において、プログラムプロダクトとは、機械の読み取り得るプログラム及びこれに関連する資料をいうものとする。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、平成20年3月1日から平成24年11月30日までとする。

（賃貸借物件）

第3条 甲は、乙の提供する「電子計算機器明細表」に記載の装置（以下「機器等」という。）を賃借し、乙はこれを賃貸する。

（使用権）

第4条 甲は、乙の提供する「プログラムプロダクト明細表」に記載のプログラムプロダクトを使用する。

2 乙が甲に許諾する使用権とは、甲がプログラムプロダクトを装置において非独占的に使用する権利であり、装置以外で使用する場合は、この契約により許諾された使用権とは別の使用権の設定を必要とする。ただし、装置が保守サービス又は故障等により使用できない場合は、一時的に他の装置で使用できるものとする。

（設置場所）

第5条 この契約による機器等の設置場所は次のとおりとする。

福島県庁西庁舎11階第二電子計算機室

（設置）

第6条 この契約による機器等の設置、及び契約の終了又は解約による機器等の撤去は乙が行うものとし、別紙「福島県道路管理台帳システム機器設置仕様書」に従い、装置の設置及びプログラムプロダクトのインストールを行うとともに、装置の正常な運用ができるよう必要な調整を行うこととする。

2 甲は、乙が前項に定める業務に遅延をきたしたとき、または、隠れたる瑕疵により装置等の運用及び操作に不能を生じたときは、乙に対して、直ちに装置の設置等を完了すること、または修

理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事由により甲に損害が生じた場合、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(機器等の保守)

第7条 乙は、別紙「福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書」に従い、装置の正常な運用を保持するため、万一の故障に即座に対処できる体制を整えておかなければならない。

2 乙は、装置の故障により、甲の業務の遂行に支障が生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を休日・夜間等にかかわらず講じなければならないものとする。この場合において、甲がその責めを負わない装置の故障によるときは、装置の修理等に要する費用は乙の負担とする。

(プログラムプロダクトの保守)

第8条 乙は、プログラムプロダクトについて、「福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書」に従い、乙の負担において保守を行うものとする。

(賃貸借料、保守料及び使用料)

第9条 この契約にかかる装置の賃貸借等は、次のとおりとする。

契約金額

金額	左のうち消費税及び 地方消費税の額
円	円

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じる場合、又は乙の責めに帰すべき理由により装置を使用できなかった期間がある場合(装置を使用できなかった期間が、1か月に3日以上あった場合に限る。)は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出するものとする。

(月額料金の請求及び支払い)

第10条 この契約において甲が乙に支払う賃貸借料月額及び保守料月額並びに使用料月額(以下あわせて「月額料金」という。)は、別表1「月額料金内訳」のとおりとする。

2 乙は、当該月にかかる月額料金の請求を翌月10日までに甲に対して行うものとし、甲は、乙の請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により、月額料金の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払日の日まで、年3.4%の割合で算定した遅延利息を請求できるものとする。

(契約の保証)

第11条 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項第各号の規定により、契約保証金を免除する。

(機能の保障)

第12条 乙は、装置の故障が長時間にわたり、保守に日時を要して、甲の業務に支障をきたす場合は、甲の求めにより、乙の負担において、代替装置の使用を認め、又は装置の入替えを行う等、誠意をもって善処しなければならない。

(プログラムプロダクトの複製)

第13条 甲は、装置を使用するうえで必要とされる場合、又は保管の場合に限り、プログラムを複製できるものとする。

(磁気媒体その他の補給品)

第14条 甲は、装置に使用する磁気媒体その他の補給品については、装置製造会社所定の標準仕様に適合するものを使用するものとする。

(追加又は取替)

第15条 装置及びプログラムプロダクトの追加又は取替えの必要が生じた場合は、甲乙協議して措置するものとする。

(他の機械器具の取り付け及び装置の移転等)

第16条 甲において、装置に他の機械器具を取付ける場合、装置を改造する場合、本設置以降に装置の据付場所を移転する場合、又はプログラムプロダクトを自己の用に供するために変更する場合は、あらかじめ文書により乙の承諾を受けるものとする。

2 前項の場合に要する費用は、甲の負担とする。

(善良な管理者としての義務)

第17条 甲は、装置を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲の故意又は過失によって装置が損害を受けあるいは欠損を生じた場合、又はプログラムプロダクトにかかる乙の権利が侵害された場合は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第18条 乙は、装置の及びプログラムプロダクトの引渡し、保守、管理のため、装置の据付場所に立入ることができる。

2 前項によって立入る者は、身分証明書を携行するとともに、据付場所への入退室に関する規定等を遵守しなければならない。

3 乙は、前項の立入りに際して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩し、又は甲の承諾なく公表してはならない。

この契約終了後もまた同様とする。

4 甲は、プログラムプロダクト及びその複製物の全てを秘密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。

(権利義務の移転禁止)

第19条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、装置の設置及び保守に関して、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力により装置の滅失き損を生じた場合は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第21条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、3か月前に文書をもって乙に通告しなければならない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責に帰すべき事由により契約期間内に完成しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(装置の返還)

第22条 甲は、契約の解除により装置を返還する場合は、装置を現状に回復して返還するものとする。

2 装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

(使用権の消滅)

第23条 プログラムプロダクトの使用権は、この契約の解除日をもって消滅するものとする。

2 甲は、契約が終了したプログラムプロダクト及びその複製物の全てにつき、直ちに破棄する。

(契約違反)

第24条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合は、相手方に催告を行ったのち、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第25条 前条の解除によって甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲の故意又は過失によって装置が損害を受け又は欠損があった場合は、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

3 乙の責めに帰すべき理由による装置の調整及び修理又は安全性の確保の遅延等により、甲に損

害を与えたときは、甲は、乙に対して、損害の賠償を請求することができるものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- 四 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 五 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 第21条第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第26条の2 乙は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。賃貸借が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第26条第1項第1号から第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合
- 二 第26条第1項第5号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(合意管轄裁判所)

第27条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項又は契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書を2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

福島県福島市杉妻町2番16号
甲（委託者） 福 島 県
代表者 福島県知事 佐藤 雄平

乙（受託者）

福島県道路管理台帳システム機器賃貸借仕様書

福島県道路管理台帳システム機器について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

1 賃貸借機器

福島県道路管理台帳システム機器仕様書に掲げる機器（以下「ハード類」という。）及びプログラムプロダクト（以下「ソフト類」という。）を対象とする。

2 機器等の設置場所

福島県庁西庁舎 1 1 階 第二電子計算機室
（所在地：福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号）

3 契約期間及び機器等の設置期限

(1) 契約期間

契約日から平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日まで

(2) 賃貸借期間

平成 2 0 年 3 月 1 日から平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日まで（5 7 ヶ月間）

(3) 機器等の設置

平成 2 0 年 2 月末日までに機器等の設置、稼働環境の設定、各種調整及び動作確認を完了すること。この場合、これら業務に実施日が平日以外の日となることもある。

機器等の搬入、設置について、乙はあらかじめその予定を甲に書面で提出し、甲の承諾を得なければならない。この場合、これら業務に実施日が平日以外の日となることもある。

(4) 機器等の保守対象期間

平成 2 0 年 3 月 1 日から平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日まで（5 7 ヶ月間）

(5) 機器等の撤去

契約期間満了時の解体、荷造り、運搬等の一連の撤去作業は、乙が行うものとし、その費用は本業務の契約額に含めるものとする。

4 機器等の設置及び保守に関する条件

(1) 機器等の設置に関する条件は、別に定める「福島県道路管理台帳システム機器賃貸借仕様書」のとおりとする。

(2) 機器等の保守に関する条件は、別に定める「福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書」のとおりとする。

福島県道路管理台帳システム機器設置仕様書

福島県道路管理台帳システム機器の搬入、設置、ソフトウェアのインストール及び動作環境の設定に関する業務（以下「設置業務」という。）について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

1 総則

(1) 対象となる機器等

福島県道路管理台帳システム機器仕様書に掲げる機器（以下「ハード類」という。）及びプログラムプロダクト（以下「ソフト類」という。）の設置業務を対象とする。

(2) ハード類及びソフト類の使用に関するスケジュール

ア 本稼働の開始 発注者の指定する日から

(3) 設置業務の実施時期及び業務の概要

設置業務を実施する時期及び主な業務内容は次のとおりとする。

なお、詳細な日程については、甲乙協議して定めるものとする。

ア 機器類の搬入、設置及び動作環境の設定業務

(ア) 実施時期

契約日から平成20年 2月末日まで

(イ) 業務の概要

- A 機器搬入
- B 据付・設置
- C 電源設置作業
- D ケーブル配線・接続作業
- E 確認試験
- F 機器情報設定作業
- G 基本ソフトインストール作業
- H バンドルソフトのアンインストール
- I 環境設定作業
- J OS立ち上げ作業
- K 確認試験

イ 運用テストに伴う各種調整業務

(ア) 実施時期

契約日から平成20年 2月末日まで

(イ) 業務の概要

運用テスト期間中におけるハード類あるいはソフト類に起因する不具合に対する改修及び調整

(4) 設置業務の実施場所(機器等の設置箇所)

福島県庁 西庁舎 1 1 階 「第二電子計算機室」

(5) 設置業務遂行上の留意点

ア 乙は、設置業務のために当該業務従事者が第二電子計算機室に入退室することに関して、以下の事項を遵守すること。

(ア) 常時入室許可証と名札を着用し、身分を証明する物を携帯すること。

(イ) 物品を持ち込むときは、十分にチリを払うこと。

(ウ) 危険物及び磁化された物品を持ち込まないこと。

(エ) 履物は備付のスリッパに履き替えること。

(オ) 飲食等は行わないこと。

(カ) 室内の整理整頓に努めること。

イ 乙は、設置業務の遂行に当たって、土木部の各業務システム(以下「各システム」という。)はもとより、第二電子計算機室内で行われている各業務の遂行及び同室内に設置されている機器を用いて運用されているそれぞれの電算システム(以下「他システム」という。)の運行を妨げてはならない。

ウ 設置業務遂行により生じた廃棄物については、乙の責任により適法に処分すること。

(6) 設置業務の従事者

ア 乙は、機器搬入時から最終の動作確認までの期間において、ハードウェア及びソフトウェアの構築経験がある S E 及び C E を 2 時間以内に第二電子計算機室まで到着できる体制を整えておくこと。

イ 設置業務を遂行するうえで、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施することができないものについて、乙は、当該作業に必要な資格を有する者を従事者として選定し、その作業にあたらせること。

(7) ハード類及びソフト類に関する情報の提供

乙は、ハード類及びソフト類に関して、甲及び業務アプリケーション製造のために甲が別途契約している業務受託者(以下「開発業者」という。)の求めに応じ、十分な情報提供と運用のための技術支援を行うこと。

2 機器類の搬入、設置及び動作環境の設定業務

(1) ハード類の搬入及び設置

ア 共通事項

乙は、ハード類の搬入及び設置作業の実施にあたり、甲と作業実施日、機器類の配置及び配線計画について協議すること。この場合、実施日が平日以外の日となることもある。

また、設置予定日の 2 週間前までに、下記資料を作成の上、甲に提出すること。

(ア) 工程表

(イ) ラック構成表

- (ウ) 設置平面図
- (エ) 重量計算書
- (オ) 耐震計算書(様式-1)
- (カ) アンカー強度計算書
- (キ) サーバラック立面図(アンカーピッチの確認できるもの)
- (ク) 電源・通信設備配線施工図

甲との協議及び提出資料の作成にあたっては、後記2・(1)・イから後記2・(1)・カの内容に留意すること。

イ 機器搬入作業

- (ア) 乙は、ハード類を搬入する際に、機器等に損傷を与えることがないように、必要な養生を機器等に施すこと。
- (イ) 乙は、ハード類を搬入する際に、搬入経路に当たる県庁舎内の施設及び設備に損傷を与えることがないように、必要な箇所に養生を施すこととする。
- (ウ) 乙は、ハード類の搬入にあたり、県庁舎のエレベータを占有することとなる場合、あらかじめ、占有する時間数、使用人員及び使用者を書面により甲に提出し承諾を得ること。

ウ 据付・設置作業

ハード類及びサーバラックの設置にあたっては次の点に留意すること。

- (ア) サーバラックに収納する機器については、運用及び保守作業の効率性に配慮して配置すること。
- (イ) サーバラックに収納する機器の重量は、サーバラック及び設置のための部品等の重量を含めて、1平方メートルあたり300kg以下とし、これを超える重量となる場合は、床荷重を分散するために必要な面積分のスラブに鋼板を敷設するあるいはスラブと一体となった土台を設ける等、スラブにかかる荷重の分散を図りこれを実現することとする。
- (ウ) サーバラックの設置にあたっては、当該サーバラックに収納すべき機器をすべて収納した状態で「電気通信設備工事共通仕様書 耐震据付設計基準 重要度区分B」に基づく耐震計算を行い、地震時であっても、倒壊あるいは損傷をきたすことのないよう、耐震性を確保するものとする。
- (エ) サーバラック及び分散ベースの固定に要するアンカー等の設置位置については、事前にX線探査機等を用いた現地調査を行い、スラブ内の鉄筋、配管等に損傷を与えることのないよう決定すること。
- (オ) サーバラックに収納した機器が、地震あるいは人間等がサーバラックに衝突した際の衝撃によって、当該サーバラックから飛び出すことのないようにしなければならない。

エ 電源設備作業

- (ア) 乙は、土木電灯盤及び土木部動力盤にある開閉器、既設電源ケーブルから、適法かつ適切な資材(ステップダウントランス等200V 100Vを含む)を用い、ハード類への通電に必要な配線を行うこと。使用する開閉器は甲の承諾をとること。

なお、配線にあたっては、OAフロアとスラブの間を通す床下配線を原則とし、ハー

ド類の据付位置を除き、第二電子計算機室内の壁面及び床面に露出することがないようにすることとし、使用するケーブル、配線経路を図示した平面図を作成し甲の承諾を得ること。

(イ) 甲の承諾を得た開閉器からハード類までの配線に用いる電源ケーブル等の資材(ステップダウントランスを含む)については、乙側で調達し設置すること。

(ウ) 電源部の現況

A 土木電灯盤(100V系、メインブレーカ容量50A)

20A×7箇所(4箇所は現行機器が使用中、3箇所については既設電源ケーブルがあるが、コンセント形状が統一されていない)

B 土木部電灯盤(200V系、メインブレーカ容量100A)

30A×6箇所(空き6箇所)

75A×1箇所(ステップダウントランスで使用中 200V系の入力電圧を100V系に変圧、空き開閉器無し、使用電力量 約14000W)

オ ケーブル配線・接続作業

(ア) 乙は、据付したハード類について、これらが正常に動作するように、所定の接続ケーブルにより、機器間の接続を行うこと。

(イ) 乙は、据付したハード類が正常に動作するように、所定の電源ケーブルにより、電源確保のための配線を行うこと。

(ウ) 前2項目の配線にあたっては、サーバラックに収納された機器同士の配線及び接続の場合を除き、OAフロアとスラブの間を通す床下配線を原則とする。

カ 確認試験

乙は、前記2・(1)・イから前記2・(1)・オまでに掲げる業務を完了した時点において、ハード類が正常に起動及び動作するかを確認しなければならない。

なお、ハード類が正常に起動及び動作しなかった場合は、乙の責任と負担により、正常に起動及び動作するように修補すること。

(2) ソフト類のインストール及び動作環境の設定

ア 共通事項

(ア) 今回導入するソフト類が業務APと相互に密接な関係にあり、各システムの運用に及ぼす影響が大きいことから、乙は、ソフト類及び業務APのインストール並びに動作環境の設定の業務(以下「設定業務」という。)の遂行に関して、甲及び開発業者と詳細な打合せを行い実施するものとする。

(イ) 乙は、設定業務にかかる動作検証に関して、これを開発業者と共同して行うこととし、連動試験も含めて、十分に行うこととする。

イ 機器構成情報設定作業

乙は、ハード類の構成情報について、当該情報を必要とする機器のファーム及びオペレーションシステム(以下「OS」という。)等のテーブルへの設定を行う。

ウ 基本ソフトインストール作業

(ア) 乙は、ソフト類をその手順書等に従い、「福島県道路管理台帳システム用機器仕様書」に掲げるとおり、対応するハード類にインストールすること。

(イ) 乙は、甲又は開発業者が業務A Pをインストールするにあたり、これらの求めに応じてハード類及びソフト類に関する情報提供と技術支援を行うこと。

エ バンドルソフトウェアのアンインストール

(ア) 乙は、システム運用上不要となるOS以外のバンドルソフトウェアのアンインストールを行う。

(イ) アンインストールするソフトウェアは、甲及び開発業者と協議のうえ決定すること。

オ 環境設定作業

(ア) OS 情報設定

乙は、ホスト名やパーティション及びメモリ割付等のOSが起動できる環境の設定を、当該情報を必要とする機器に行うこと。

(イ) ネットワーク情報設定

乙は、ネットワーク機器に対して通信に必要な環境の設定を、甲が示した内容に従い、当該情報を必要とする機器に行うこと。

カ OS 立ち上げ作業

乙は、前記2・(2)・イから前記2・(2)・オまでの作業を完了した後、すみやかにハード類及びこれらにインストールされたソフト類、業務制御ソフト、業務A Pについて、甲あるいは開発業者がいつでも使用できる状態にすること。

キ 確認試験

乙は、前記2・(2)・イから前記2・(2)・カまでに掲げる業務を完了した時点において、ハード類及びこれらにインストールされたソフト類、業務制御ソフト、業務A Pが正常に起動及び動作するかを確認しなければならない。

なお、これらが正常に起動及び動作しなかった場合は、乙の責任と負担により、正常に起動及び動作するよう修補することとする。

3 運用テストに伴う各種調整業務

(1) 運用テスト期間について

契約日から平成20年2月末日までの間は、開発業者が製造した業務A Pを用いて、運用テストを行う期間である。

この期間において、今回導入したハード類及びソフト類と業務A Pとの整合性試験をあわせて行うこととしている。

(2) 乙の業務内容

ア 運用テストへの立ち会い

乙は、開発業者が実施するハード類及びソフト類と業務A Pとの整合性試験(業務A Pの総合試験)に関して、必要に応じて、ハード類及びソフト類の稼働状況確認のために立ち会うこととする。

なお、その日程及び確認内容については、甲及び開発業者と協議して決定することとする。

イ 不具合の改修及び調整

(ア) 運用テスト期間中において、当該システムの稼働に問題点が発生し、その原因がハード類またはソフト類あるいは設定した動作環境に起因する場合、乙は、甲または開発業者の求めに応じて、不具合を解消するための措置を講じるものとする。

(イ) 乙は、不具合解消の措置を行ったつど、甲及び開発業者の確認を受けるものとする。
この場合において、乙は、甲あるいは開発業者の確認の結果、修補を命ぜられた場合、ただちに乙の責任と負担によりこれを行い、あらためて甲及び開発業者の確認を受けるものとする。

4 業務の完了報告及び検査

(1) 各業務の完了にかかる報告

乙は、本仕様書に定める業務を実施したとき、次に掲げるとおり、甲に対して実施報告書により、実施内容を報告するものとする。

ア 機器類の搬入、設置及び初期設定の完了時

本仕様書の項番 2 に掲げる業務の完了後、すみやかに、乙が記名押印をした実施報告書を提出すること。

イ 運用テスト期間における不具合解消措置実施時

本仕様書の 3・(2)・イの業務を行ったつど、ただちに実施報告書を提出すること。

なお、当該報告書は、その業務を行った従事者の中の責任者たる者の作成によるもので差し支えないこととする。

ウ 運用テストの期間終了時

運用テスト期間の終了後、すみやかに、本仕様書の項番 3 に掲げる業務の実施内容について、乙が記名押印をした実施報告書を提出すること。

(2) 各業務の完了にかかる検査

ア 甲は、前記 4・(1) に定める乙からの実施報告書を受領後、すみやかに、当該業務内容について検査を行うものとする。

なお、試験運用の期間における不具合解消措置実施後の検査については、本仕様書の項番 3・(2)・イ・(イ) に定める甲及び開発業者の確認をもって検査に代えるものとする。

イ 乙は、前項の検査の結果、不合格となり甲から修補を命ぜられたものについて、ただちに、乙の責任と負担により当該修補を行うものとする。

なお、当該修補完了後すみやかに、乙は、あらためて実施報告書を甲に提出し、甲の再検査を受けなければならない。

5 その他

設置業務に関して、本仕様書に定めのない事項及び定められた事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議して、これを定めることとする。

福島県道路管理台帳システム機器保守仕様書

福島県道路管理台帳システム機器にかかる借入期間中の保守業務(以下「保守業務」という。)について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

1 総則

(1) 保守を行う機器等の範囲

福島県道路管理台帳システム機器仕様書に掲げる機器(以下「ハード類」という。)及びプログラムプロダクト(以下「ソフト類」という。)の保守業務を対象とする。

(2) 保守の期間

平成20年 3月 1日から平成24年11月30日まで(57ヶ月間)とする。

(3) 機器等の保守体制等

ア 保守体制

乙は、本仕様書に定める事項に対応するため、4時間以内に対応出来る体制を整え、サービス拠点を2時間以内で到着出来る場所に設けること。その保守拠点及び連絡網等を明示した体制図を作成し、契約を締結し機器を搬入、設置完了後1週間以内に甲に提出すること。

イ 保守業務の遂行

乙は、システムの適正な稼動状態を持続するため、保守及び機器等にかかる障害発生時の対応において、甲及び運用管理受託者と連携して業務を遂行することとする。

なお、甲及び運用管理受託者は、機器等の保守あるいは障害発生時の対応において、乙をその相手方とし、乙が必要な措置を講じるものとする。

(4) 保守業務遂行上の留意点

ア 乙は、保守業務のために当該業務従事者が第二電子計算機室に入退室することに関して、以下の事項を遵守させること。

(ア) 常時入室許可証と名札を着用し、身分を証明する物を携帯すること。

(イ) 物品を持ち込むときは、十分にチリを払うこと。

(ウ) 危険物及び磁化された物品を持ち込まないこと。

(エ) 履物は備付のスリッパに履き替えること。

(オ) 飲食等は行わないこと。

(カ) 室内の整理整頓に努めること。

イ 乙は、保守業務の遂行に当たって、各システムの運用はもとより、第二電子計算機室内で行われている各業務の遂行及び同室内に設置されている機器を用いて運用されているそれぞれの各種システム(以下「他システム」という。)の運行を妨げてはならない。

ただし、次項ウに該当し、甲の指示があった場合は、この限りではない。

ウ 乙は、保守業務の遂行上、電気の通電を停止する必要がある等の事由により、各システ

ムあるいは他システムの運用を停止しなければならない場合、当該業務の実施日程について、甲の指示を受けるものとする。この場合、業務の実施日が平日以外の日となることもある。

エ 保守業務において必要となる電気及び水道水については、その必要とする分量を甲が無償で提供する。ただし、水道水については、第二電子計算機室内での使用を避けること。

なお、これら以外の保守業務遂行上必要となる器具、資材及び消耗品等については、乙が準備することとする。また、ハードウェアに関する故障予兆の自動検知及び通報に要する経費についても乙が負担することとする。

オ 保守業務遂行により生じた廃棄物については、乙の責任により適法に処分すること。

(5) 保守業務の従事者

保守業務を遂行するうえで、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施することができないものについて、乙は、当該作業に必要な資格を有する者を従事者として選定し、その作業にあたらせるものとする。

2 導入機器などの保守（メンテナンス）項目

(1) ハードウェアの定期点検及び予防保守

ア 乙は、上記1 - (2)に定める保守の期間中、機器等の安定稼働を保つために定めた点検周期及び点検内容にもとづき「定期点検」を実施し、故障の予兆・異常の早期発見に努め、トラブルを未然に防止すること。

万一、故障予兆や異常を発見した場合は、清掃・調整・部品交換などのトラブルを未然に防止する予防措置を実施すること。

イ ハードウェア故障を未然に防止するため、定める消耗部品を定期交換すること。

ウ 各種機器等に関する清掃、整備等を定期保守として実施し、その定期保守実施にあたっては、甲と協議してスケジュール決め、スケジュール表などを作成して、作業を実施することとする。

<ハードウェア等の保守作業内容>

[定期点検（年1回）]

- ・テストプログラムによる動作試験
- ・ハードディスク装置のリード試験
- ・バックアップ装置の清掃（DAT, CD-ROM等）
- ・ファン及び吸排気孔の清掃
- ・エラーログの確認
- ・各デバイスのランプの点灯テスト
- ・設置条件、使用条件の提言
- ・予防保守の適用（修正ファームウェア適用、問題機器の交換）
- ・作業完了後の動作確認

[定期交換部品]

- ・無停電電源装置のバッテリー（2年に1回）

() 保守作業の対象機器は周辺機器等を含めた全てとする。

(2) ハードウェア故障時の訪問修理

ア 乙は、機器等の故障に対し、甲または運用管理受託者からの連絡や要請があった場合は迅速な復旧への対応を行うこととする。

イ 乙は、サーバのハードウェア故障について、当日（平日17時まで）受付したものについては当日対応を行うこと。

(3) 問題解決支援

ア 乙は、機器等に問題が生じた場合、その問題解決にあたり、運用管理受託者と連携を行い、迅速な解決に努めること。

イ 乙は、甲及び運用管理受託者に対し、ハードウェアについての操作説明、正常に動作しない場合の原因調査及び回避措置に関する質問あるいは相談に対して、電話、FAXまたはE-mailにより対応すること。

(4) プログラムプロダクトのバージョンアップ等への対応

乙は、契約期間中においてプログラムプロダクトのマイナーバージョンアップあるいは不具合修正が必要となった場合は、このことを甲に書面で申し伝えるとともに、運用管理受託者に対して、マイナーバージョンアップにあつてはバージョンアップ後のプログラムプロダクトを、不具合修正にあつては製品パッチを提出し、動作検証を得た後に乙がインストールを行うこと。

(5) 保守サービスの実施時間帯

上記2-(1)から2-(4)までの実施時間帯は、下表のとおりとする。

項目	内容	サービス時間帯
問題解決支援	電話受付	平日()8時30分から21時まで
	FAX, E-mail	24時間365日
	回答	平日()8時30分から21時まで
ハードウェア訪問修理	保守担当技術者の派遣	平日()8時30分から21時まで
ハードウェア定期点検	保守担当技術者の派遣	平日()9時から17時まで
Webによるサービス提供		24時間365日(サーバ停止日を除く)
ウィルスパターンファイル	更新作業	1ヶ月に1回

() 平日:月曜日から金曜日(祝日および12月30日から1月3日までを除く)

3 保守業務実施にかかる報告

(1) 定期点検及び問題解決支援

乙は、本仕様書に定める業務を実施したとき、そのつど、すみやかに甲に対して実施報告書を作成し、実施内容及び実施日時を報告するものとする。

(2) 機器等の障害対応

機器等の障害によりシステムの稼働が困難となった場合、乙は、ただちに、障害発生的事实と想定される原因を明示した障害発生報告書を甲に提出することとし、その障害復旧時においては、復旧までの実施内容及び実施日時を示した障害復旧報告書を提出することとする。

なお、システムの稼働停止を伴わない機器等の障害については、障害復旧時に障害発生的事实と復旧までの実施内容及び実施日時を示した障害復旧報告書を甲に提出するものとする。

4 その他

保守業務に関して、本仕様書に定めのない事項及び定められた事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議して、これを定めることとする。

福島県道路管理台帳システム機器仕様書

福島県道路管理台帳システム機器（以下「システム機器」という。）の機器仕様及びその機器に導入するソフトウェアの仕様及び設定について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

1 基本要件

- (1) システム機器は可用性の高い構成とし、計画停止以外のシステム停止を回避できる設計がされていること。
- (2) システムを構成する機器は、19インチラックに搭載可能なラックマウント形態とし、仕様を示す19インチラックに設置すること。
- (3) 業務サーバは、次の設置環境において問題なく稼動すること。

ア 動作温度	10 - 40	程度
イ 動作湿度	20 - 80%	程度（結露のないこと）
- (4) 業務サーバの構成機器及びプリンタは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠した環境に配慮した設計を採用していること。
- (5) システム用機器上で、動作するソフトウェア等は、6に記載するミドルウェアとする。
- (6) 機器仕様として商標、商号、特許、デザイン、形式、供給業者が記載されておらず、製品が特定されていない場合は、「又はこれと同等のもの」と解釈するものとする。
- (7) システム用機器の導入にあたり、システム用機器で動作するミドルウェア等のインストール及びセットアップに関する基本要件は3に記載する内容とし、詳細な設定方法、手順等については、本県が業務アプリケーション開発のために別途契約する業務受託者（以下「開発業者」という。）と協議を行い決定するものとする。
- (8) システム用機器の各種アプリケーションにアクセスする際、クライアントアクセスライセンスが発生する場合は、導入費用に含むこととする。その場合のクライアント数は最低30台とする。

2 納入条件

(1) 納入場所

納入場所は、福島県庁西庁舎11階「第二電子計算機室」とする。詳細については、福島県と協議・調整を図るものとする。

(2) 納入期日

納入期日については契約日以降の日で福島県と協議・調整した日とし、平成20年2月末日までに行うものとする。

(3) 搬入及び撤去

調達物件の搬入に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 機器の機能に関する条件

調達物件がうつくしま世界樹ネットワーク上で正常に稼動すること。その他、機器仕様については、「6 調達仕様」を参照のこと。

(5) 納入計画書の作成

機器の設置にあたっては、担当課と調整のうえ、設置工事等の工程等を定めた納入計画書を作成し、承認を得ること。

(6) その他

調達物件の梱包材等不要なものは、受注者が回収すること。

3 機器導入に伴う付帯作業

(1) システム運用環境の設定

ア 自動運用

(ア) 運用時間

本システムの運用時間は、24時間365日とする。

(イ) 運用方法

A 業務運用（システム起動/停止、バックアップ処理、定型バッチ処理の起動等）はソフトウェアのスケジュール機能により自動化の設定をする。

B 運用内容

(A) サーバ機電源投入

電源管理ソフトにてサーバ機の自動電源投入を行う。

(B) システム利用開始

設定されたジョブ定義により、システムの起動、アプリケーションの初期処理の自動スケジュール運用を行う。

(C) システム稼働監視

稼働状況及び障害発生の監視は管理サーバ及び保守用PCで監視できること。

(D) システム停止

ジョブの自動スケジュール運用にて、各業務アプリケーションの自動終了処理を行う。

(E) バッチ処理

夜間に適用するバッチジョブの自動処理を行う。

(F) バックアップ処理

システム稼働中のファイルやデータベース更新履歴等の継続的な取得や、定期的なデータベースのバックアップ取得等により、機器故障やシステム障害時におけるデータ消滅範囲を最小化すること。また、バックアップは、スケジュールリングによる自動実行ができること。

データベースの全データを毎日夜間に自動でバックアップ可能な設定を行う。

(G) サーバ機電源断

電源管理ソフトにてサーバ機の自動電源断を行う。

(2) 障害対策の設定

ア 停電・瞬断の対策を講じる。

(ア) 外部電源制御（UPS）及びUPS管理ソフトウェアの設定

外部電源制御装置（UPS）及びUPS管理ソフトウェアにより、不測の停電や瞬断

に対応する。外部電源により一定時間給電し、復電しない場合はシステムを安全にシャットダウンする。

(3) セキュリティ対策の設定

ア ソフトウェアのセキュリティ対策を講じる。

(ア) データベースの機密保護

データベースソフトウェアによって提供されるセキュリティ機能の適切な使用と基本的なセキュリティ慣行の厳守によってデータベースの機密保護を行う。

(イ) ウィルス対策

「6 調達仕様」に記載されているウィルス対策ソフトウェアを適用する。

(ウ) オペレーティングシステムのセキュリティ対策

内部からの不正アクセス対策に的を絞り、「システムへの侵入 / 管理者権限奪取」についての対応策を実施する。

イ セキュリティパッチについて、必要に応じて適用等の対策を講じる。

オペレーティングシステム及びミドルウェア等について、最新版のセキュリティパッチを適用する。

(4) 監視ソフトの設定

導入した機器の運転、サービスの運用状況を監視するための監視ソフトを設定するとともに、操作マニュアルを作成する。

4 システム概要

道路管理台帳システムは、福島県が行う道路管理に係る業務の効率化を図るため、うつくしま世界樹ネットワーク上で稼動する占有物件サブシステムや規制情報管理サブシステムなどから構成される業務支援システムである。

5 機器構成

表 - 1 機器構成

機器名称	数量	備考
負荷分散装置	1台	
Web/A Pサーバ	3台	
GISサーバ	1台	
DBサーバ	1台	
バックアップ用Web/A Pサーバ	1台	

バックアップ用DBサーバ	1台	
管理サーバ 保守用PC	1台	各種サーバ動作確認
レイヤ3スイッチ	1台	
レイヤ2スイッチ	1台	
無停電電源装置	3台	
周辺機器	1式	

上記のほか各機器及びネットワーク接続のための UTP ケーブル（エンハストカテゴリ 5 相当以上）、接続ケーブル類及び電源ケーブル等を必要数納入すること。

6 調達仕様

(1) 負荷分散装置

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	Intel Pentium4 プロセッサ 651 (3.4GHz)以上 またはこれと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	1 以上
メモリ	容量	1GB 以上 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	73.2GB 以上
	RAID	RAID1 構成であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に 内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体 に内蔵していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V とすること
ファン		冗長化されていること
その他		以下の機能を有していること <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク負荷分散機能 (ラウンドロビン、最小コネクション) ・ 静的重み付けによる分散機能 ・ CPU 負荷による動的分散機能 ・ クライアントへのダイレクトレスポンス ・ 分散ノードの動的追加・切り離し ・ セッション維持機能

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
電源管理ソフトウェア ・管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ディスクアレイ（RAID）の状態や設定、CPU、メモリなどサーバの状況が監視できること ・管理サーバにて集中管理可能なこと	1	

(2) Web/APサーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5405 (2GHz) 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	2 以上
メモリ	容量	4GB 以上(ECC 機能付) 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	146.5GB 以上の SAS 単体装置 × 2
	RAID 構成	RAID1 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	15,000 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること。冗長化されていること
ファン		冗長化されていること
搭載OS		Red Hat Enterprise Linux AS4
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
W E Bサーバアプリケーション ・ Apache HTTP Server	1	
バックアップ管理ソフト ・ バックアップ管理ソフト本体(DB サーバ)と連動可能なこと	1	
電源管理ソフトウェア ・ 管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
ウィルス対策ソフトウェア ・ O Sに対応したウィルス対策ソフトを実装のこと。 ・ ウィルスバスターと同等の性能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ ディスクアレイ (RAID) の状態や設定、 C P U、メモリなどサーバの状況が監視できること ・ 管理サーバにて集中管理可能なこと	1	
ログ管理ソフトウェア ・ ログ管理ソフト本体 (管理サーバ) と連動し、システムログ (syslog)などを管理サーバに転送可能なこと	1	

(3) GISサーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5405 (2GHz) 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	2 以上
メモリ	容量	4GB 以上(ECC 機能付) 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	73.2GB 以上の SAS 単体装置 × 2
	RAID 構成	RAID1 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	15,000 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること。冗長化されていること
ファン		冗長化されていること
搭載 OS		Red Hat Enterprise Linux AS4
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
W E Bサーバアプリケーション ・ Apache HTTP Server	1	
バックアップ管理ソフト ・ バックアップ管理ソフト本体(DB サーバ)と連動可能なこと	1	
電源管理ソフトウェア ・ 管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
ウィルス対策ソフトウェア ・ O Sに対応したウィルス対策ソフトを実装のこと。 ・ ウィルスバスターと同等の性能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ ディスクアレイ (RAID) の状態や設定、 C P U、メモリなどサーバの状況が監視できること ・ 管理サーバにて集中管理可能なこと	1	
ログ管理ソフトウェア ・ ログ管理ソフト本体 (管理サーバ) と連動し、システムログ (syslog)などを管理サーバに転送可能なこと	1	

(4) DBサーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5405 (2GHz) 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	2 以上
メモリ	容量	4GB 以上(ECC 機能付) 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	146.5GB 以上の SAS 単体装置 × 5
	RAID 構成	RAID5 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	15,000 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
集合 DAT 装置		DDS3/4/DAT72 に対応していること DAT テープが 6 巻以上装填できること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること。冗長化されていること
ファン		冗長化されていること
搭載 OS		Red Hat Enterprise Linux AS4
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
データベース ・Oracle Standard Edition One Processor ライセンス	2	
バックアップ管理ソフト ・システム、アクセスログ等のバックアップ機能を有すること。 ・バックアップ処理がスケジュール実行可能なこと。 ・以下のサーバを集約しバックアップ可能なこと Web/A Pサーバ G I Sサーバ バックアップWeb/A Pサーバ ・曜日ごとにD A Tテープを自動で制御可能なこと	1	
電源管理ソフトウェア ・管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
ウィルス対策ソフトウェア ・O Sに対応したウィルス対策ソフトを実装のこと。 ・ウィルスバスターと同等の性能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ディスクアレイ（RAID）の状態や設定、C P U、メモリなどサーバの状況が監視できること ・管理サーバにて集中管理可能なこと	1	
ログ管理ソフトウェア ・ログ管理ソフト本体（管理サーバ）と連動し、システムログ（syslog）などを管理サーバに転送可能なこと	1	

(5) バックアップ用Web/A Pサーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5405 (2GHz) 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	1 以上
メモリ	容量	4GB 以上(ECC 機能付) 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	146.5GB 以上の SAS 単体装置 × 2
	RAID 構成	RAID1 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	15,000 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること。冗長化されていること
ファン		冗長化されていること
搭載OS		Red Hat Enterprise Linux AS4
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
W E Bサーバアプリケーション ・ Apache HTTP Server	1	
バックアップ管理ソフト ・ バックアップ管理ソフト本体(DBサーバ)と連動可能なこと	1	
電源管理ソフトウェア ・ 管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
ウィルス対策ソフトウェア ・ O Sに対応したウィルス対策ソフトを実装のこと。 ・ ウィルスバスターと同等の性能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ ディスクアレイ (RAID) の状態や設定、 C P U、メモリなどサーバの状況が監視できること ・ 管理サーバにて集中管理可能なこと	1	
ログ管理ソフトウェア ・ ログ管理ソフト本体 (管理サーバ) と連動し、システムログ (syslog)などを管理サーバに転送可能なこと	1	

(6) バックアップ用DBサーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5405 (2GHz) 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	1 以上
メモリ	容量	4GB 以上(ECC 機能付) 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	300GB 以上の SAS 単体装置 × 2
	RAID 構成	RAID1 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	15,000 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
DAT 装置		DDS3/4/DAT72 に対応していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること。冗長化されていること
ファン		冗長化されていること
搭載OS		Red Hat Enterprise Linux AS4
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
データベース ・Oracle Standard Edition One Processor ライセンス	1	
バックアップ管理ソフト ・システム、アクセスログ等のバックアップ機能を有すること。 ・バックアップ処理がスケジュール実行可能なこと。	1	
電源管理ソフトウェア ・管理サーバと連動して、停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。	1	
ウィルス対策ソフトウェア ・OSに対応したウィルス対策ソフトを実装のこと。 ・ウィルスバスターと同等の性能を有すること。	1	
サーバ管理ソフトウェア ・ディスクアレイ (RAID) の状態や設定、CPU、メモリなどサーバの状況が監視できること ・管理サーバにて集中管理可能なこと	1	
ログ管理ソフトウェア ・ログ管理ソフト本体 (管理サーバ) と連動し、システムログ (syslog) などを管理サーバに転送可能なこと	1	

(7) 管理サーバ

ア 機器仕様

構 成		内 容
本体外観		ラックマウント型であること
CPU	プロセッサ種別	Intel Pentium デュアルコアプロセッサ E2160(1.86GHz)以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	プロセッサ数	1 以上
メモリ	容量	1GB 以上 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
HDD	HDD 容量	80GB 以上
	RAID 構成	RAID1 構成であること
	冗長性	ホットプラグ対応であること
	回転数	7,200 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(10 倍速以上)、DVD-ROM(3 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置を本体に内蔵していること
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 2 以上
	シリアル	1 ポート以上(RS232C 準拠)
	USB	2 ポート以上
電源		AC100V であること
搭載 OS		Microsoft Windows Server 2003 R2, Standard Edition
その他		・ハードウェア障害(CPU、メモリ、NIC、電源等)の検出が可能であること

イ ミドルウェア

名称	数量	備考
<p>電源管理ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時に自動的にサーバをシャットダウンし停止する機能を有すること。 ・ スケジュールによりサーバのシャットダウン、起動が可能なこと ・ ネットワークを利用して管理サーバに連動し、他サーバーをシャットダウン、起動可能なこと 	1	
<p>ウイルス対策ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSに対応したウイルス対策ソフトを実装のこと。 ・ ウィルスバスターと同等の性能を有すること。 	1	
<p>サーバ管理ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスクアレイ (RAID) の状態や設定、CPU、メモリなどサーバの状況が監視できること ・ 管理サーバにて他サーバの常態を集中的に監視・管理可能なこと 	1	
<p>ログ管理ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他サーバのログを任意またはスケジューラ機能にて収集可能なこと ・ 収集したログをマージ・ソート・検索など行えること 	1	

ウ 機器仕様（保守用 P C ）

構 成		内 容
本体外観		ノート型であること
CPU	プロセッサ種別	Intel Core2 Duo プロセッサ T7250 以上 または、これと同等以上の性能を備えていること
	クロック周波数	2.0GHz 以上
メモリ	容量	1GB 以上備えていること 将来の拡張性を考慮し増設可能なこと
表示機能	ディスプレイ	15.4 型 TFT カラー液晶 (W X G A) 以上
HDD	容量	40GB 以上
	回転数等	5,400 回転/分以上であること
CD-ROM/DVD-ROM 装置		CD-ROM(24 倍速以上)、DVD-ROM(8 倍速以上)を本体に内蔵していること
FDD 装置		1.44MB ドライブ 3.5 インチのフロッピー装置は USB 接続可(外付け可)
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T(100BASE-TX/10BASE-T 対応) × 1 以上
	外部ディスプレイコネクタ	1 ポート以上(ミニ D-sub15ピン)
	USB	4 ポート以上
電源		AC100V であること
搭載 OS		Microsoft Windows XP Professional(SP2)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ Office Personal 2007 がインストールされていること。 ・ USB マウス(スクロール機能付)が添付されていること ・ 再セットアップ用媒体(CD-ROM) 1 枚添付

(8) レイヤ 3 スイッチ

構 成	内 容
本体外観	19 インチラックに搭載可能なこと
L A Nインターフェース	100BASE-TX/10BASE-T(RJ-45)
ポート数	2 4 ポート以上
スイッチング方式	ストア&フォワード方式
スループット	100M 100M 148,810pps 以上 10M 10M 14,881pps 以上
VLAN 登録数	2 5 5 個以上
ネットワーク管理	SNMP v1・SNMP v2c・SNMP v3 に対応していること
電源	AC100V であること
その他	以下の機能を有すること <ul style="list-style-type: none"> ・ IP ハードウェアルーティング ・ ハードウェア IP フィルター ・ VLAN ・ QoS ・ ポートセキュリティー ・ ポートミラーリング ・ TFTP/Zmodem/HTTP によるソフトウェア、および設定 ファイルダウンロード

(9) レイヤ 2 スイッチ

構 成	内 容
L A Nインターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(RJ-45)
ポート数	全装置を収容出来るポート数を有すること
電源・最大消費電力等	AC100V 50W 程度
ネットワーク管理	S N M P 対応
その他	19 インチラックに搭載可能なこと

(1 0) 無停電電源装置

構 成	内 容
本体外観	ラックマウント型であること
定格容量	3.0KVA 以上
ネットワークインターフェース	100BASE-TX/10BASE-T(RJ-45)
電源供給方式	常時商用方式であること
その他	ネットワークシャットダウンに対応すること

(1 1) 周辺機器

19 インチラック (1 ラック設置当たり)	搭載ユニット数 : 2 4 U 以上 搭載重量 : ラック収納機器及び架台含む 300kg/m ² 以内であること	3 台
コンソール	ラック搭載可能であること 液晶ディスプレイ 15 インチ XGA TFT カラー LCD 解像度 : 640 × 480 , 800 × 600 , 1024 × 768 表示色 : 1,600 万色以上 (ディザリング処理)	2 台
キーボード / マウス	日本語 109 キーボード (OADG 準拠) 2 ボタンタッチパッド	2 台
CRT / キーボード切替器	切替器 1 台につき、最大 8 台のサーバを接続 可能とすること。 19 インチラックに搭載できること	2 台

別表1 < 月額料金内訳 >

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

セキュリティ同意書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平 様

受注者 住 所
氏 名

福島県道路管理台帳システム機器の賃貸借に関する契約については、下記事項について同意して業務を履行いたします。

記

- 1 本契約の履行にあたっては、本件契約書及び福島県が定める情報セキュリティに関する規定等を遵守いたします。
- 2 業務の遂行にあたり、提供を受けた資料及びデータ等は、本契約の履行以外には使用しません。
- 3 提供を受けた資料及びデータ等は、本契約に従事する者以外に、漏洩がないように厳格に管理を行います。
また、その資料及びデータ等を保持する必要がなくなった場合には、発注者の指示に従い、速やかに消去又は返還し、書面にて別途報告します。
- 4 データ等のセキュリティ管理については、発注者の指導に従い、求めに応じて状況を報告します。
- 5 本契約の従事者には、秘密保持義務について指導・監理いたします。

下 請 通 知 書

年 月 日

福島県知事 佐藤雄平 様

(受注者)
名 称

代表者

㊟

平成 年 月 日契約の福島県道路管理台帳システム機器の賃貸借に関する契約について、下記のとおり通知します。

元 請 業 者	番 号 1	商号又は名称		
		代 表 者		
		請 負 金 額		
		技 術 責 任 者		
下 請 業 者	番 号 2	商号又は名称		直上の元請 の 番 号 1
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
請 業 者	番 号 3	商号又は名称		直上の元請 の 番 号
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
者	番 号	商号又は名称		直上の元請 の 番 号
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		

〔記入上の注意〕

- 1 全ての下請関係について記載すること。
- 2 「下請の内容」の欄は、2次以下の下請契約についても契約内容及び契約金額を記載すること。
- 3 「直上の元請の番号」の欄は、その業務を発注した業者の番号を記載すること。例えば番号2の業者が番号3の業者と下請契約を締結した場合、番号3の業者の「直上の元請の番号」は2となる。
- 4 記載欄が不足する場合は複数枚があってもかまわない。

